

与論町告示第34号

令和6年度与論町地域おこし協力隊募集支援業務について、公募型プロポーザル方式に係る手続を実施するので告示します。

令和6年6月14日

与論町長 田畑 克夫

令和6年度与論町地域おこし協力隊募集支援業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務名

令和6年度与論町地域おこし協力隊募集支援業務委託

(2) 業務目的

本町における地域おこし協力隊員の募集に際し、行政や地域等と連携しながら、募集案件組成や募集案件に適した媒体等を活用した広報活動、候補者への事前説明や各種調整などの募集全般に係る支援を実施するとともに、モチベーション高く協力隊の活動に従事できる人材を紹介することを目的とする。

(3) 業務内容

令和6年度与論町地域おこし協力隊募集支援業務委託特記仕様書を参照

(4) 業務委託期間

契約締結日から令和7年3月24日まで

2 委託料上限額

委託料は3,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限とする。

※この金額は契約額等を示すものではない。

3 契約の方法

(1) 契約締結者の選定方法

価格のみによる競争では本業務の目的が達成できないため、プロポーザル方式によって契約締結候補者を選定する。

(2) 契約事業者の決定

契約締結候補者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で当該候補者を契約事業者に決定し、随意契約を締結。

4 参加資格

本業務への参加は、次に掲げる要件を全て満たしていることを条件とする

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ②与論町暴力団排除条例（平成24年12月11日条例第22号）に規定する暴力団員等でないもの。

- ③会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続を開始していないものであること。
- ④国及び地方公共団体等において指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- ⑤宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- ⑥本業務を円滑に遂行するための経営基盤、必要な経理的基礎、管理能力を有していること。
- ⑦法人税、消費税、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。

5 スケジュール

令和6年6月14日（金）公募開始（与論町ホームページに掲載）

7月5日（金）質問受付締切

7月12日（金）質問に対する回答を与論町ホームページに公開

7月19日（金）応募締切 ※17:00必着

7月29日（月）書類審査結果通知書 送付

7月30日（火）契約締結、業務開始

6 参加申込

本プロポーザルに参加を希望する方は、下記の必要書類を提出期間内に提出すること。

(1) 提出書類

- ①事業企画書（様式任意）
- ②事業見積書（様式任意）
- ③納税証明書（写し可）
- ④事業者概要が分かるもの（HPやパンフレット等）

※企画提案書には仕様書に記載された内容について記載し、項目ごとに把握しやすいよう配慮すること。

※見積書についても把握しやすいよう配慮すること。

(2) 提出期限

令和6年7月19日（金）午後5時まで

(3) 提出方法

簡易書留郵便又は電子メールにより、下記提出先へ提出すること。

7 質問の受付

募集内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

令和6年7月5日（金）午後5時まで

(2) 書式及び提出方法

質問は、文書（書式自由、ただし規格はA4版）により行うものとし、持参、簡易書留郵便、または電子メールのいずれかの方法でも可能とする。

(3) 質問の回答

令和6年7月12日（金）午後5時00分 与論町ホームページに掲載。

※電話、口頭による照会対応は行いません。

8 選定方法等

(1) 審査方法

選定は、令和6年度与論町地域おこし協力隊募集支援業務プロポーザル審査委員会において、事業企画書等を審査基準に基づいて審査する。

(2) 事業企画書の評価項目 等審査項目	配点	評価内容
1 業務内容の理解度	20	・ 業務の目的や内容、地域の特性を理解しているか。
2 提案内容の独創性	20	・ 創意工夫を凝らした具体的かつ効果的な内容が示されているか ・ 独自の発想に基づく提案内容や追加の提案が含まれているか
3 業務内容の確実性	20	・ 過去に類似の業務で良好な実績を上げているか。 ・ 提案内容の具体性、妥当性、実現の可能性があるか。
4 業務遂行の計画性	20	・ 業務を安定的に遂行できる実施体制、実施スケジュール等の業務環境となっているか。
5 見積金額	20	・ 見積金額が提案内容に対し適正であるか。

9 留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費は事業者負担とし、提出書類は返却しない。
- (2) 提出期限以後の書類の再提出、追加、差し替えは認めない。
- (3) 提出書類は、無断で審査目的以外に使用しないが、審査目的の範囲内で複製することがある。
- (4) 検討すべき事項が生じた場合は、与論町と業務委託請負者で別途協議する。

10 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 提出期間内に、提出書類が提出されなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等に違反すると認められる場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

11 本件に関する問い合わせ・書類提出先

〒891-9301 鹿児島県大島郡与論町茶花1418-1

与論町役場総務企画課 担当：山

電話：0997-97-3111

FAX：0997-97-4196

Mail：soumukikaku@yoron.jp